

医療機関等の賃上げ・物価上昇支援

令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業について、厚生労働省より公表されました。この事業は、病院賃上げ支援事業、病院物価支援事業、診療所等賃上げ支援事業、診療所等物価支援事業の4つから構成されています。その内、診療所に関するものについてご案内します。

1. 診療所賃上げ支援事業

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善につなげるため、都道府県が有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーションに対して賃上げに必要な経費として給付金を支給するための経費を補助し、確実な賃上げに繋げることを目的としています。

【交付額】

対象施設	交付額
有床診療所（医科・歯科）	使用許可病床数（令和7年8月1日時点）×72,000円（※1） （※1）2床以下の場合は1施設×150,000円。
無床診療所（医科・歯科）	1施設×150,000円
訪問看護ステーション	1施設×228,000円
薬局	店舗数に応じて1施設あたり70,000円～145,000円

【支給要件】

- ・保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設
- ・令和8年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設
（または、令和8年6月1日時点で（改定後の）評価料を届け出ることを誓約する）
- ・令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施するとともに、令和8年6月以降も水準を維持、または拡大すること
ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給して、4月以降ベースアップを実施すること

【注意点】

- ・ベースアップは、定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできません。

歯科会計®

医療機関等の賃上げ・物価上昇支援

2. 診療所等物価支援事業

医療機関等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的としています。

【交付額】

対象施設	交付額
有床診療所（医科・歯科）	使用許可病床数（令和7年8月1日時点）×13,000円（※） （※）使用許可病床数が13床以下の場合は1施設×170,000円
無床診療所（医科・歯科）	1施設×170,000円
薬局	店舗数に応じて1施設あたり50,000円～85,000円

【対象となる医療機関】

原則、全ての医療機関等

【申請スケジュール】

- ・申請先は各都道府県となりますので、詳細は都道府県からの案内をご参照ください。
東京都の場合、4月下旬以降に案内がされる予定です。
- ・診療所等賃上げ支援事業、診療所等物価支援事業どちらか一方、または両方の申請を行うことが可能ですが、賃上げ支援事業はベースアップ評価料の届出要件がありますので、ご注意ください。

2026年歯科経営セミナー開催！

日時：令和8年6月21日（日） 13：30～16：30

場所：ステーションコンファレンス東京

内容：第一部 2026年歯科経営のポイント

第二部 歯科M&Aの成約事例（仮）

医療法人かしま歯科医院 理事長 鹿島 健司 先生

株式会社ストライク ヘルスケアアドバイザリー部 浅見 雄人 氏

資産承継

貸付用不動産の相続税評価の見直し

令和 8 年度税制改正大綱にて、貸付用不動産の相続税評価額の算定方法に見直しが行われることとなりました。これは、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との間の大きな金額の乖離を利用し、亡くなる直前に相続税負担額を大幅に圧縮しようとする事例が散見されていたことへの対応となります。

令和 9 年 1 月 1 日以降に開始する相続、遺贈又は贈与により取得した貸付用不動産に対して適用となります。

<見直しの対象となる貸付用不動産>

被相続人等が課税時期前 5 年以内に取得した貸付用不動産について

ただし、課税時期の 5 年以上前から所有していた土地の上に貸付用不動産を新築した場合には、その土地については新ルール対象外。その家屋については、通達に定める日（※ 1）までに着工していた場合は新ルール対象外。

※ 1 通達に定める日がいつかは現時点では不明。

<見直し後の評価方法>

取得した貸付用不動産の取得価格を基に地価の変動を考慮して計算した価格の 100 分の 80に相当する金額により評価。

<評価見直しによる影響>

- ・今までの評価方法では、貸付用不動産の相続税評価額は、時価の 3 割～6 割程度まで圧縮できましたが、取得から 5 年以内の貸付用不動産については取得価格の 80% 程度の評価となり、税負担額が増加します。
- ・これにより、亡くなる直前で貸付用不動産を購入する駆け込み取得については、そのメリットが激減します。

<現時点で考えられる対応>

- ・現行法上で評価額の低い貸付用不動産については令和 8 年中での贈与も検討
- ・取得から 5 年以上経過すれば、現行ルールの低い評価額になるため、早めの取得を検討する。
- ・まだ改正内容に不明な点が多いため、今後の動向に注視が必要